

## 中央区PR協力店募集実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中央区内の企業等と協力・連携し、区の魅力を区内外へ広く発信する「中央区PR協力店」の募集について、必要な事項を定める。

(対象)

第2条 中央区内に住所を有する事業所、店舗及び販売所とする。ただし、次の各号に掲げる業種又は事業者は除く。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で、風俗営業と規定される業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業
- (4) 債権の取立て、示談の引受け等に関する業種
- (5) ギャンブル（宝くじを除く）に関する業種
- (6) 投機的商品に関する業種
- (7) たばこに関する業種
- (8) 占い、運勢判断に関する業種
- (9) 私的な秘密事項の調査に関する業種
- (10) 法律の定めのない医療類似行為を行う業種
- (11) 暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団及び特殊結社団体等又はそれらの関連事業者
- (12) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生・更生手続中の事業者
- (13) 各種法令に違反している事業者
- (14) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (15) 本市の市税を滞納している事業者
- (16) その他、中央区PR協力店として不適当なもの。

(事業の実施方法)

第3条 本事業は、中央区PR協力店（以下「協力店」という。）が中央区役所又は関係団体などの作成するチラシ、ポスター等の配布、掲示に協力し、中央区役所が区ホームページ等で協力店を公表することにより実施する。

(協力店の登録等)

第4条 協力店として登録を受けようとする者は、中央区PR協力店申込書（様式第1号）により区長に申請しなければならない。

- 2 協力店は、前項により申請した内容を変更し、又は、登録を辞退する場合は、中央区PR協力店変更（辞退）届（様式第2号）により、あらかじめ区長に届け出なければならない。

(協力店登録の取消し)

第5条 区長は、協力店が次のいずれかに該当したときは、登録を取り消さなければならない。

- (1) 協力店が第2条のいずれかに該当したとき。
- (2) 協力店が第4条第2項に基づき登録の辞退を届け出たとき。
- (3) 協力店がこの事業の趣旨を大きく逸脱した行為を行ったとき。
- (4) その他、区長が協力店として不適切と判断したとき。

(協力店一覧の公表)

第6条 区長は、協力店が次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに公表するものとする。

- (1) 協力店として登録したとき。
- (2) 前条第1項の規定により登録を取り消したとき。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。